

財務省第12入札等監視委員会
平成19年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成20年2月20日(水) 福岡合同庁舎5階共用第2会議室	
委員	委員 屋宮 憲夫(福岡大学 法学部教授) 委員 林 桂一郎(西日本総合法律事務所 弁護士) 委員 横山 研治(立命館アジア太平洋大学 経営管理研究科教授)	
審議対象期間	平成19年4月1日(日) ~ 平成19年9月30日(日)	
委員長及び抽出委員の選出	委員の互選により屋宮委員が委員長及び抽出委員に決定	
契約の現状等の説明	1. 国の契約方式の概要 2. 組織概要及び平成18年度契約実績	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 古賀住宅12~14号棟内部改修及び福岡地区外壁改修工事 契約相手方 : 株式会社麻生工務店 契約金額 : 155,085,000円 契約締結日 : 平成19年8月31日 担当部局 : 福岡財務支局
随意契約(公共工事)	一件	
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : 福岡国税局WAN用機器及び運用支援業務 契約相手方 : 株式会社富士通エフサス 契約金額 : 249,339,510円 契約締結日 : 平成19年9月11日 担当部局 : 福岡国税局
随意契約(物品役務等)	2件	契約件名 : コンテナ貨物大型X線検査装置及び付帯施設の借入れ 契約相手方 : 石川島播磨重工業株式会社九州支社 株式会社ティ・エフ・アイ UFJセントラルリース株式会社福岡支店 契約金額 : 217,264,188円 契約締結日 : 平成19年4月2日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 五島監視カメラシステム賃貸借契約 契約相手方 : 千代田リース株式会社 契約金額 : 37,440,900円 契約締結日 : 平成19年4月2日 担当部局 : 長崎税関
応札(応募)業者数1者関連	1件	競争入札(物品役務等)に同じ

委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

意見・質問	回答
<p>【事案 1】 契約件名 : 福岡国税局WAN用機器及び運用支援業務 契約相手方 : 株式会社富士通エフサス 契約金額 : 249,339,510円 契約締結日 : 平成19年9月11日 担当部局 : 福岡国税局</p> <p>サーバーの大きさ及び重量の問題で一つの業者が辞退したということだが、重量の違いというのは、どのようなことか教えていただきたい。</p> <p>入札説明会には、何社ぐらいが、参加したのか。</p> <p>床の耐性の問題がクリアできず、実質的には1社のみが入札参加となっているが、一般競争入札の実質化を図るためには、もっと何か策を講じる必要があったのではないか。</p> <p>最終的に入札参加業者が1社になってしまい、競争入札になっていないのであるが、LANやWANの情報システムの構築は通常でも色々なところで行なわれているものであり、今回のケースの場合、国税局サイドで、何か競争者が絞られる技術的な要因があったのかどうか、また、仕様書をみるとシステム構築も全国ネットであり、他の国税局で構築した業者の情報を把握しているかどうかをお聞きしたい。</p>	<p>サーバーラック自体の全体的な大きさもさることながら、一つ一つのパーツのトータル重量が当局で考えていたものよりオーバーしていたということ。</p> <p>入札説明会には、10社ほど来て、仕様書を持ち帰ったが、実際の入札に当たって提出すべき「応札物品証明書」を提出したのは、落札者ともう1社の2社である。</p> <p>国税局だけのローカルエリアではなく、税務署と国税局の関係、他の国税局との関係、あるいは、国税庁とのシステムの構築の関係もあるので、規模的にみても、なかなか特定の業者しか入りずらかった案件ではあると思う。</p> <p>他局の状況については、情報交換は行っていない。 なお、今回の仕様書の作成は、国税庁の参事官が行い、財務省内にあるCIO補佐官にも見ていただいたものが基本となり、それを当局バージョンに若干補正したというものであり、当局として仕様書の内容で他の業者が入りにくいというような縛りをかけた部分は特にない。</p> <p>また、資料4に色々なクリアしていただきたい細かいところをつけているが、この細部にわたるものをクリアした上で価格競争を行なう、そういう意味での総合評価という制度を今回はとっており、スペックあるいは品質の問題で、なかなか、だれでも参加できる案件ではなかったということである。</p>

重量の要件については、調達仕様書で、「ラック本体の総重量は200kg以下とすること。また、庁舎の床加重は局LANは700kgであることから、サーバラック内構成を検討する際、考慮すること。」とされており、今回、あきらめた競争者は、この700kgをクリアできなかったということか。

【事案 2】

契約件名 : 古賀住宅12~14号棟内部改修
及び福岡地区外壁改修工事

契約相手方 : 株式会社麻生工務店

契約金額 : 155,085,000円

契約締結日 : 平成19年8月31日

担当部局 : 福岡財務支局

入札状況調書を見ると、5社により入札が行なわれ、そのうちの上位3社までが予定価格を下回る結果となっているが、予定価格の事前公表は行っていないのか。

入札の方法で、電子入札とは、具体的にはどう
いうふうになるのか。

6者が入札の申込みを行なっていて応札が5者
ということであるが、久留米市の業者が古賀市の
事業を請け負っている。

今回の契約の対象となっている古賀住宅の他の
号棟や県内の他の地区の同様の工事の入札参
加業者の顔ぶれをみて、業者間で調整を行い、仕
事を分け合っているようなことはないかをお聞きし
たい。

ラック自体は単体ではなく4基の構成となっ
ており、その設置に当たり1㎡当たり700kg以内
にはならなかったということである。

予定価格の事前公表は行っていない。

財務省の「電子入札システム」を活用するた
めには、業者が事前に登録し、認証が受けられ
ば、認証カードが発行されることになる。

その認証カードにより電子入札システムが
使用できるようになるので、登録している業者
は、当局が指定する期日までに入札金額を入
力していただくというもの。

なお、開札になったら、開札結果が見られ
るようになる。

落札結果は、業者にはメールで連絡、それ
で、もし落札しなかった場合には、再度入札
を実施するシステムであり、全省同様なシ
ステムを使っている。

平成19年4月から9月までの私どもの入
札案件の一覧表をみていただくとわかって
おり、古賀住宅の内部改修及び外壁改修
と同様な工事は他にはない。また、年
度内に同様の案件を予定している場
合には、分割せず、集約して入札を
行っている。

【事案 3】

契約件名 : コンテナ貨物大型X線検査装置
及び付帯施設の借入れ
契約相手方 : 石川島播磨重工業株式会社九
州支社
株式会社ティ・エフ・アイ
UFJセントラルリース株式会社福
岡支店
契約金額 : 217,264,188円
契約締結日 : 平成19年4月2日
担当部局 : 門司税関

事案3と事案4では、同じリース契約であるが、門司税関は4社間契約、長崎税関はリース会社と税関間の2社契約となっており、契約形態が違っているのはなぜか。

【事案 4】

契約件名 : 五島監視カメラシステム賃貸借
契約
契約相手方 : 千代田リース株式会社
契約金額 : 37,440,900円
契約締結日 : 平成19年4月2日
担当部局 : 長崎税関

事案3と事案4では、同じリース契約であるが、門司税関は4社間契約、長崎税関はリース会社と税関間の2社契約となっており、契約形態が違っているのはなぜか。

リースについては、単年度契約になっているが、5年間支払を継続する契約は行っていないのか。

当初の調達時、一般競争入札を実施したが、その際、メーカー間の競争であり、リース会社は、落札したメーカーが選択する方式を取ったため、契約において、税関、メーカー、機器本体と付帯施設の2社のリース会社の4社間での契約を締結している。

当初のシステム調達時は、税関と落札者とリース会社との3社契約であったが、その後、当該システムは、全てリース会社の所有物になっており、今年度から、リース会社との2社契約となった。

5年間の契約書という形式はとっていないが、入札説明時に十分説明をしており、5年間の賃貸借期間としている。

【委員会の審議結果】

委員会の審議結果について報告させていただく。

本日の審議対象となった4つの事案については、適切な入札の実施と契約がなされているという結論である。

なお、委員会から審議した結果として、事案1から順次、意見を述べさせていただく。

事案1の国税の案件については、競争入札方式を採っているものの、最終的には入札者が1名となっており、部局からの説明により、今回の条件については了承できるものではあったが、結果として1名になったということ自体は、あまり好ましい結果ではなかったと思われる。

今回は、業者からの意見などが反映するような形でスペックや仕様につき柔軟に対応したが、今後はさらに、競争ルールが成立するような形を目指して検討された方がよいのではないかと考える。

また、他の全国的な部局での入札状況や契約者の状況について比較検討することも必要ではないかと考える。

事案2の財務支局の案件については、適切な入札及び応札がなされており、落札率も適切なものといえる。

年度内に同様の工事が予定されている場合は、応札者の経緯などについても調査をして、仕事の振り分けなどがされていないか注意をはらってほしい。

事案3、事案4の税関のシステムについてはリース契約という方法をとられており、それは経済的合理性のある手段としてとられているというふうにも考えられるが、よりリース契約のメリットを引き出すということからすると、リース期間というものをどのくらいの期間で設定するか、またリース料金についても、全体のリース期間で均一でよいかなど、効率的な執行の観点からも少し検討されたほうがよいのではないかと考える。

それから、保守点検やメンテナンスについても、また変更が出てくるところもあるかと思うので、長期間にわたるリース契約の内容については、リース料金も含め、柔軟に契約を見直せるような形のリースのほうがよいのではないかとこの点についても少し検討されてはどうか。

それと、ほかの税関などにおいて、同様の検査システム、あるいは監視システムを置いているかと思うが、これらのリース料金や契約形態を比較検討して、リース契約が不利になっている要素がないかどうかということと比較検討されながら、今後も契約内容についての御検討をいただくといいのではないかと考える。

以上が、今回、委員会で審議した意見である。